

体罰の根絶を目指して

平成24年度体罰実態調査から見た体罰防止策

北海道教育委員会

再三指導し続けているのに、
なぜ体罰はなくならないか？

1 誤った認識をもっていること

再三指導し続けているのに、
なぜ体罰はなくならないか？

2 指導が上手いかず、
感情的になってしまうこと

再三指導し続けているのに、
なぜ体罰はなくならないか？

3 指導が教職員個人に任され、
組織で対応していないこと

学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。**ただし、体罰を加えることはできない。**

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」(通知)
(平成25年3月13日、24文科初第1269号) 2「懲戒と体罰の区別について」

その懲戒の内容が、**身体的性質のもの、すなわち身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)**に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

1 誤った認識をもっていること

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」(通知)
(平成25年3月13日、24文科初第1269号)3「正当防衛及び正当行為について」

児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

※有形力の行使：目に見える物理的な力

調査で明らかになった体罰を行った教職員の誤った意識

体罰には程度があり、この程度の行為は体罰ではない。
指導のためには、必要な有形力の行使が存在する。
熱心に指導しているので、児童生徒・保護者は許してくれる。

間違った認識を
もっている教職員
が存在！

□ 厳しい指導としてある程度の体罰は必要だ！？

➡ 法や通知の理解不足による体罰を是認するという誤った解釈

□ 児童生徒のやる気を起こすための有形力の行使は必要！？

➡ 法や通知の理解不足による有形力の行使を是認するという誤った解釈

□ これくらいは許される！？

➡ 法や通知の理解不足による体罰に程度があるという誤った解釈

体罰を行った教職員の誤った認識 1

体罰ではなく指導だから許される！？

だから…

許される指導
の範囲！？

指導の
一環！？

指導上の
行為！？

体罰は**禁止**です。
指導にはなりません。

児童生徒に与えるのは
不安感や**恐怖心**などの
ストレス、**苦痛**です。

体罰を行った教職員の誤った認識 2

気合いを入れるためにやった

だから・・・

頬を平手で
たたく

太ももを
足で蹴る

道具を
投げつける

問題
ない!?

体罰は**禁止**です。

児童生徒に**悪影響**を与えるだけです。

児童生徒に与えるのは、
無力感や**倦怠感**です。
自暴自棄を招きます。

体罰を行った教職員の誤った認識 3

体罰には程度がある

だから……

この程度なら体罰
に当たらない！？

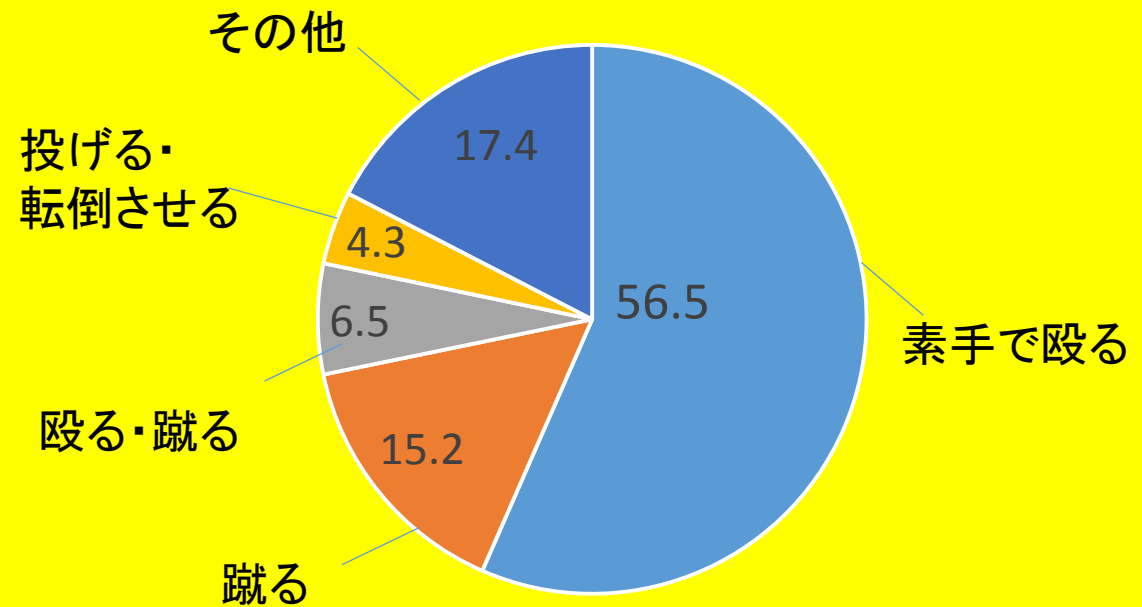
体罰は**禁止**です。
程度は関係ありません。

児童生徒の心身に
深刻な悪影響を与え、
教員や学校への
信頼を失墜させます。

調査で判明した事案のうち、自分が行ったことが体罰だとは認識していなかった教職員が行った体罰は

□ 「この程度であれば体罰ではないと体罰を認めていない」教職員が行った体罰

素手で殴る	56.5%
蹴る	15.2%
殴る・蹴る	6.5%
投げる・転倒させる	4.3%
その他	17.4%



体罰後の児童生徒や保護者の行動で、体罰に至った一連の事態が収束したと思ってしまう教職員が存在する。

□児童生徒が反省し、指導ができた！？

児童生徒が自分を責めて誰にも相談しないケースがある。

□指導の一環として保護者が理解した！？

体罰を指導の一環と考えることがそもそも間違い。

□保護者や本人に謝って許してもらえた！？

体罰を行った事実は許しがあっても消えない。

□けがをしなかった！？

けががなくとも体罰を行った事実は消えない。

体罰を行ったという事実は決して消えない

勝手な解釈のメカニズム

たたく、平手打ち、蹴る

=

体罰

児童生徒に動揺が
一切見られない

その後も元気に
通学している

身体に対する侵害・
肉体的苦痛はないと
勝手に判断

保護者からも
全面的に理解された

たたく行為で
指導が深まる

児童生徒との
信頼関係がある

指導の一環、一部として許容？
自分の指導が正しかった？

体罰を行っ
たという事実
は決して
消えない

調査で判明した所属長の誤った認識

教職員や保護者・児童生徒が体罰だと相談・報告しても、保護者や児童生徒の理解が得られたことやけががないことなどから、体罰に至った一連の事態が収束し、**所属長が事故報告をしない**ケースが存在する

「教職員が体罰を報告したのに、所属長が報告しなかった」もの

77.8%

「事故後に保護者から相談があったのに、所属長が報告しなかった」もの

69.2%

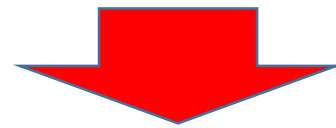
校長の誤った認識 1

児童生徒・保護者に
理解が得られた

だから・・・

事態が収束・
解決！？

児童生徒・保護者の理解が
あっても体罰があったという
事実は消えません。



事故報告書
の提出！！

+

原因の究明と
再発防止に
向けた取組！

校長の誤った認識 2

程度が軽いし、身体的な
外傷や疾患が認められない

だから…

体罰では
ない！？

体罰はあるかないかです。
体罰に程度はありません。
原則として、身体に対する
侵害があれば体罰です。

事故報告書
の提出！！

+

原因の究明と
再発防止に
向けた取組！

校長の誤った認識 3

総合的に判断した結果、
「行き過ぎた指導」だった

だから…

体罰では
ない！？

行き過ぎた指導として、
身体に対する侵害または肉体的苦
痛を与えた場合、総合的判断でも
正当な行為でない限り、体罰です。

事故報告書
の提出！！

+

原因の究明と
再発防止に
向けた取組！

市町村教育委員会の誤った認識

体罰を行った教職員が深く反省し、今後に向けて改善意欲がある

緊急保護者会議を開催した

学校が保護者の理解を得て事態を収束させた

だから・・・

大きな影響
はない！？

体罰後に
体罰を行った教職員や学校が、
いかなる対応を取っても、
教職員が児童生徒に対し、
体罰を行ったという事実は、
消えません。

事故報告書
の提出！！

+

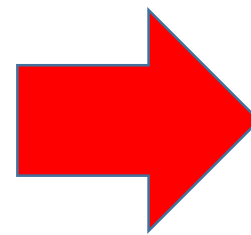
原因の究明と
再発防止に
向けた取組！

誤った意識を変えるには 1

学校教育法、文科省通知などの徹底した理解が必要

体罰

- ☆ 身体に対する侵害
- ☆ 肉体的苦痛を与えるもの



体罰は
学校教育法第11条
により禁止

誤った意識を変えるには 2

強い指導として
有形力を行使すれば
体罰です。

通常の指導の範囲内に、
身体的に対する侵害は
含まれません。

気合いを入れるための
有形力の行使は、児童生徒の
心身に悪影響を与えるだけです。

正当防衛又は正当行為でなければ
児童生徒に非があっても、
体罰をしたことは消えません。

指導が上手くいかず、感情的になってしまい、
体罰に及んだものが過半数

再三の指
導に従わ
なかった

反省する態
度が見られ
なかった

ふざけた
行動や発
言をされた

普段の力を
出し切っ
ていなかった

やる気や真
剣さが見ら
れなかった

期待を裏切
られた

指導を聞
く態度に
なかった

感情のコントロールが大切！

アンガーマネジメント

- ・自分の中に生じた怒りの対処法を段階的に学ぶ方法
(例)一定の秒数を数える、深呼吸するなどのリラックスする方法。

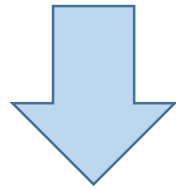
教員のためのアンガーマネジメント

- ・指導の場面で感情的になることで児童生徒への対応に問題となる事例が発生。

怒りの性質を正しく知り、ストレス耐性を高くすることで落ち着いて問題を整理し、解決に向かう能力を身に付けることが重要。

3 指導が教職員個人に任せ、組織で対応していないこと

再三指導したのに
聞いてくれない



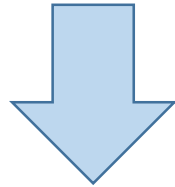
ほかに指導の
手段がなかった！？

体罰は**禁止**です。
指導方法について、
相談できる体制は校内
に整っていますか？

一部の教職員に任せ
きりにしたりしない！
特定の教職員に抱え
込ませたりしない！

3 指導が教職員個人に任せ、組織で対応していないこと

特別支援学級は通常の学級と
同じ指導方法では、
児童生徒を指導できない



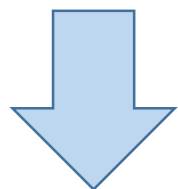
どのようにすればいいのかわからない？

- 指導方法について、
学ぶ仕組みは校内に
整っていますか？
- 迷っている教職員を
サポートする体制は
整っていますか？

一部の教職員に任せ
きりにしたりしない！
特定の教職員に
抱え込ませたりしない

3 指導が教職員個人に任せ、組織で対応していないこと

児童生徒からの挑発や
学級崩壊を止められない



ほかに指導の
手段がなかった！？

体罰は**禁止**です。
指導方法について、
相談できる体制は校内
に整っていますか？

一部の教職員に任せ
きりにしたりしない！
特定の教職員に
抱え込ませたりしない

体罰をした後、悔やんでも・・・

体罰をした後では、
体罰を行った教職員や学校が
どんなに手を尽くしても、
児童生徒の反省や
保護者の行動があっても、

何をやっても・・・

体罰を行った
事実は消えない！

事故報告書
の提出！！

+

原因の究明と
再発防止に
向けた取組！

体罰を受けた児童生徒への影響

心理的影響

不安感や恐怖心などの強いストレス

自制心、正義感、道徳性などの発達阻害

知的好奇心や興味・関心の喪失

児童生徒が学習すること

自分より弱い者を力で従わせようとする

話合いで解決せず、強い者の意思を優先

「体罰」は、一切認められません。

(作成)

北海道教育庁総務政策局教職員課

北海道教育庁学校教育局高校教育課

北海道教育庁学校教育局義務教育課

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課

北海道教育庁学校教育局健康・体育課

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全）